

補論 イランの核技術開発と核交渉 —「ジュネーブ合意」の背後にある諸要因—

坂梨 祥

はじめに

2013年8月に「希望と熟慮の政府」を発足させたイランのロウハーニー大統領は、前任者のアフマディーネジャード大統領とは明らかに異なる方針をもって、核交渉に臨み始めた。そしてその結果、同年11月24日には「歴史的合意」とも称される「ジュネーブ合意」¹が成立し、イランはウラン濃縮活動を縮小し、その見返りとして経済制裁は一部緩和されることになった。

ロウハーニー政権によるこの方針の変化は、果たしてどのような要因によるものであろうか。イランはどのような理由によって、核交渉の膠着状況から抜け出す決意をしたのだろうか。また、イラン核交渉における今回の前進は、果たして（北朝鮮の六者協議を含む）その他の「核交渉」にとっても何らかの教訓を内に含むものと言えるだろうか。

これらの問い合わせるために、本稿では「ジュネーブ合意」を可能にしたイランの方針転換の背後にある諸要因を、改めて検討することを試みる。ジュネーブ合意に関しては、イランに対する強力な経済制裁がそれをもたらしたとする見方も一部優勢である。しかしイランの方針転換をもたらしたのは、果たして経済制裁だけであっただろうか。経済制裁以外の、たとえばイランをめぐる国際的な環境の変化、あるいはイラン国内の変化は、核交渉をめぐるイランの方針にどのような影響を及ぼしたであろうか。

このような問題意識のもと、本稿においてはまずジュネーブ合意の概要を明らかにし、そのうえでイラン核問題発生以降今回の合意に至るこれまでの経緯を整理する。次にジュネーブ合意を可能にした要因を、対イラン制裁、米国の対イラン政策、およびイラン核開発の現状に焦点をあてつつ考察したい。そして最後に、ジュネーブ合意に至るイラン核交渉から導き得ると思われる暫定的教訓をまとめ、本稿を締めくくることとしたい。

1. ジュネーブ合意の概要

(1) 合意の概要

ジュネーブ合意の成立を受けて米国のオバマ大統領は、この合意により「世界はより安全な場所になった」と述べた。「合同行動計画（Joint Plan of Action）」と銘打たれたこの文書²によれば、今回の合意以降6カ月の間に、イランは以下の事項を実施に移すとされた。

- ・ 5%を超える濃縮の停止
- ・ (燃料製造に用いない) 20%未満低濃縮ウランの希釈 (5%以下にする)
- ・ 既存の核関連施設の拡大の停止
- ・ 新たな濃縮施設建設の停止
- ・ 再処理および再処理施設建設の停止

なお、この合意文書はイランがウラン濃縮関連のものを含む研究・開発活動を継続する

ことは認めているが、同時に国際原子力機関（IAEA）による高度な監視体制を導入することを、イランに対して義務付けている。

この合意文書によれば、イランは以上の項目を実施に移すことにより、以下のような見返りを手にするとされている。

- ・ 原油輸出の現状レベル（日量 100 万バーレル程度）での維持
- ・ 石油化学製品、貴金属、自動車産業に関連する制裁の停止
- ・ 航空機へのスペアパーツ提供
- ・ イランとの人道物資貿易のための決済ルートの確立

イラン側が得る見返りにはまた、「国連、EU、米国が核問題関連の追加制裁を科さない」という項目も含まれられた。

一方で米国政府は、ジュネーブ合意成立の直後に本合意に関する「ファクトシート」を発表し、対イラン制裁緩和の具体的なイメージを明らかにした³。このファクトシートは、イラン原油に対する制裁緩和によってイランにもたらされる金額を「42 億ドル」、その他の制裁緩和分との合計を「70 億ドル程度」と定めている。

ジュネーブ合意の内容がいったん明らかになると、観察者たちからはイランが非常に限定的な見返りに対して大きな譲歩を行ったこと、すなわちイラン側の譲歩が際立つという点が、繰り返し指摘された⁴。しかしながらイラン側の反応を見てみると、ザリーフ外相は「よい合意であった」と今回の交渉に満足の意を表明し⁵、イランの最高権力者であるハーメネイイ最高指導者も、合意を勝ち取った核交渉チームの成果をたたえた⁶。

ジュネーブ合意を実施に移すまでには、まだいくつもの大きな壁が残されている。具体的にどのような形で合意を実施に移すかを決めるまでには、なお多くの紆余曲折が予想される。しかしアフマディーネジャード政権末期には完全に行き詰まっていた核交渉の経緯を振り返ると、今回の合意はやはり画期的なものであったと位置付けることができる。次項ではイラン核交渉がなぜ行き詰まっていたかを振り返り、次いでその打開がなぜ可能であったかを考察する。

（2）ジュネーブ合意に至る経緯

イラン核交渉が行き詰まった要因の一つには、核開発をめぐるイラン現体制の変わらぬ方針があった。その方針とは、「ウラン濃縮の権利だけは決して放棄しない」とするものであり、「イラン核問題」の発生以降今日に至るまで、この方針は一貫して維持されている⁷。

一方で大統領がかわると、核交渉の責任者も交代になり、イラン側の交渉スタイルはそれに伴い変化した。つまり目標達成のためにどのような方法を取るかという手段は、政権や核交渉の担当者がかわれば変化した。しかしそれらの変化の背後には、つねに「濃縮の権利の維持」という不变の方針があった。

a) ハータミー政権の核交渉

イラン核開発問題が発生したのは 2002 年 8 月のことである。このとき欧米に拠点を置くイランの反体制組織「イラン国民抵抗評議会」は、イラン国内に IAEA に未申告の核施設があることを公表し、これによりイランが秘密裏に核開発を行っていた疑いが浮上し、緊張

が一気に高まることになった。

当時イランでは国民の圧倒的支持を受けて当選した「改革派」のハータミー大統領が2期目を務め、周辺諸国との関係改善に努めていた⁸。しかしイランにおける秘密裏の核関連活動の存在が明らかになったことで、ハータミー政権は突如として窮地に立たされた。その後1年あまりはイラン外務省と原子力エネルギー庁が核問題の対応に追われたが、2003年10月、問題は「国家安全保障の一大事」として国家安全保障最高評議会（SNSC）に委ねられる。そして核交渉チームの責任者には、SNSC創設当初⁹以来のメンバーであったロウハーニー事務局長（2013年8月にはイランの第7代大統領に就任）が任命された。

ロウハーニー師はそれ以降、2005年8月にアフマディーネジャード政権が発足するまで、約2年にわたりイランの核交渉を率いた。そして核交渉担当を退任する直前に公開書簡を発表し、核交渉をめぐる現体制の方針を明らかにした¹⁰。

この書簡によれば、ロウハーニー師が「最高指導者と権力の中権部の見解」に基づき核交渉責任者に任命された当初、イラン体制内には2つの両極端な主張が存在した。第1の主張は「北朝鮮型」を志向し、核兵器不拡散条約（NPT）を脱退し、イランの権利を否定する国際社会との直接対決に臨むべしとする立場を取っていた。これに対して第2の主張は「リビア型」と呼ばれ、何らかの見返りが得られるならば、核技術開発の放棄もやむを得ないとする立場をとっていた。

しかしロウハーニー師によれば、これらの主張はいずれのものも、「体制」の承認を得ることはできなかった。体制は結局これら「両極端」の中間の道を探り、危機的状況を回避すべく注意深く計画を立て、国益の実現を目指すことになった。ロウハーニー師によればその時に立てられた目標とは以下の5点である。

- ① とりあえず目前にある危機を回避し、
- ② すでにイランが保持する核関連施設の保全に努め、
- ③ 一方で核技術開発は支障のない範囲で続け、
- ④ （様々な疑惑を解消して）イランの法的立場を強化する。
- ⑤ そして結果的に、危機を機会に転じさせる。

ロウハーニー師は2005年にこの書簡を発表した當時、自らは交渉責任者であった2年弱の間に、これらいずれの目標も、一定程度達成されたと主張した。そしてロウハーニー師の核交渉責任者としての任期終了直前に、イランは「体制の判断として」、当時「信頼醸成のため」との名目で停止していたウラン転換作業（ウラン濃縮の前段階）を、IAEAに申告のうえ、おもむろに再開したのである。

b) アフマディーネジャード政権下の核交渉

ハータミー政権とは異なり主に国内の保守派勢力を基盤とするアフマディーネジャード政権が2005年に発足すると、それ以降イランは肅々と、IAEAの監視下において核技術開発を継続・拡大させた。そしてこの動きはこれまでしばしば、アフマディーネジャード政権の「強硬姿勢」との関わりで論じられてきた。

しかし上述のとおり、イランが「信頼醸成のための核関連活動停止」に見切りをつけウ

ラン転換作業の再開に踏み切ったのは、アフマディーネジャード大統領の就任前のことである。そしてイランのこの行動は、当初イランの交渉相手であった英・独・仏の3カ国(EU3と呼ばれる)が「信頼醸成」のために濃縮関連活動を停止していたイランに対し、結局は「濃縮の全放棄」を迫ったことへの回答であった。

イランにとって濃縮関連活動の停止は、「濃縮の権利確保」のための信頼醸成措置に他ならなかつた。そしてイランにとってウラン濃縮は、NPT 加盟国に与えられたゆるぎない権利のはずであった。しかし EU3 が結局はイランに濃縮の完全放棄を要請する見通しとなると、イランは濃縮の権利を確保するべく、また別の手段を試みることになる。それが「NPT 加盟国の権利」としての「ウラン転換作業の再開」であり、その後一連の核関連活動の継続であったわけである¹¹。

そしてこのような体制の方針転換を受けて、アフマディーネジャード大統領も「濃縮はイランの権利」であることを、あらゆる機会をとらえて主張した。地方遊説に際しても、国連総会における演説においても、そして非同盟諸国会議(NAM)サミットのような場においても、大統領はとにかく「濃縮はイラン(および全ての非核兵器保有国)の権利」であることを声高に主張し続けた。他方アフマディーネジャード政権下では核技術開発も進展し、5%のウラン濃縮、19.75%のウラン濃縮が次々と達成されたほか、ナタンズに続く第2の濃縮施設(地下施設) フォルドウの建設までもがすすめられた。

そのようなイランに対し、2009年1月に発足した米国のオバマ政権は新たなアプローチを採用した。先行するブッシュ政権が「ウラン濃縮活動の停止」を対話の条件と位置付けていたのに対し、オバマ政権は就任後早々に、イランに対話の手を差し伸べたのである。しかし 2009 年 6 月にイランでアフマディーネジャード大統領が再選を決めた選挙は、「選挙に不正があった」とする広範な抗議行動と治安組織によるその鎮圧を受けて大混乱に陥り、米・イラン対話の機運はかき消されてしまった。

その後 2010 年 6 月には対イラン国連安保理制裁決議(第 4 次)が採択され、イランに対する制裁は格段に強化された。その後 2012 年にはイラン産原油も制裁対象となり、イランの核技術開発は進捗した一方で経済状況は一段と悪化した。そのようななかで核交渉は散発的に継続されたものの、交渉の進展はほとんど見られない状況が続いた。

2. ジュネーブ合意を可能にした諸要因

そのような状況が、2013 年 8 月のロウハーニー大統領就任を受け、劇的に変化した。ロウハーニー師は大統領選挙戦の最中から、アフマディーネジャード政権で核交渉を担当し、同じく大統領選挙に立候補していたジャリーリー SNSC 事務局長¹²の核交渉を明確に批判していた。もっともジャリーリー候補の交渉術を批判したのはロウハーニー候補だけではなく、イラン国営テレビで放映された大統領選挙候補者たちの公開討論においては、「核交渉は哲学の授業ではない」「自らの主張を滔々と述べたてることを交渉とは呼ばない」といった強い批判が、ジャリーリー候補に対しては次々と浴びせられた¹³。

大統領選挙の立候補者たちによる一連の公開討論を経て、ロウハーニー師は過半数をかうじて超す 50.7% の得票率で当選を決め、当選直後に行われた記者会見において、自らの最優先課題は経済問題であると語った。ロウハーニー新大統領はまた、経済問題解決のために核交渉の進展が不可欠であるとの認識を隠さず、ザリーフ元国連大使を外相に任命

し、外務省のテクノクラートを中心メンバーとする新たなチームに核交渉を託した。そしてロウハーニー大統領自身も、2013年9月の国連総会に際してはオバマ米大統領と電話会談を行い、その2カ月後にあたる11月24日には、ついにジュネーブ合意が成立することになった。

(1) 対イラン経済制裁の強化

ジュネーブ合意を可能にした条件としてまず挙げられるのが、対イラン制裁の強化である。なかでも最も効力を發揮したと言われているのが対イラン金融制裁であり、これはもっぱら米国のイニシアチブによるものであった。当初米国はイランの個別の金融機関を一つずつ制裁対象に指定するという方法を取っており、その結果制裁対象外の銀行が制裁対象に指定された銀行の業務を代行するといった、「いたちごっこ」的な現象が生まれていた。これに対して米国で2010年7月に制定された包括的イラン制裁法（通称 CISADA）は、世界中の金融機関に「米国かイランか」の二者択一を迫ることにより、効果的に対イラン金融制裁を強化するものであった。

CISADA の制定によりドル取引のある金融機関は軒並みイラン取引を自粛し始め、イランとの貿易決済は全般的に非常に困難になった。そしてそれにより、イランの輸出入は滞り、イランは原油輸出代金の送金を受けられない一方で、イランが輸入に頼る医薬品や食糧、あるいはイランの製造業を支える中間財の輸入なども困難になっていった。その結果たとえば自動車部門では工場の稼働率が低下したのみならず閉鎖も相次ぎ、失業率は上昇し、生産の減少により価格は上がり、貿易と物流の停滞と相まって国内のインフレ圧力となり、イランの経済状況は大幅に悪化した。

その後2012年に入るとイラン産原油がボイコットの対象とされ、この傾向に拍車がかかった。2011年末に米国で制定された国防授權法は「イランからの原油輸入を大幅に削減しない国の金融機関には米国の金融機関との取引を認めない」という規定を含み、イラン原油の輸入国は軒並みその輸入量を減少させた。また、EU もイラン産原油のみならずイラン産原油を運ぶ船舶の提供、およびそのような船舶への付保をボイコットすることを決定し、このボイコットが発効した2012年7月以降、イランの原油輸出量はほぼ半減した。一連の制裁によりイランの通貨リアルは暴落し、輸入品は値上がりし、さらなるインフレ圧力となった。

ロウハーニー大統領はこのような状況の中で就任し、国民に対して経済状況の改善を約束した。イランによる真剣な交渉姿勢は、まさにこのような経済状況の悪化を受けてのものであり、つまり対イラン経済制裁の強化こそがイランが交渉に臨む最大のインセンティブになったのだという主張は、このような状況に基づき行われている。

(2) 米国の歩み寄り

しかし経済状況の悪化だけでは交渉のモメンタムは成立しなかつたであろうことも、徐々に明らかになってきている。今回の合意は米国のオバマ政権側の姿勢の変化があつて初めて、成立した面もあるのである。

オバマ大統領は前述のとおり2009年1月の就任以降早い段階で、イランに対し「対話」を呼び掛けていた。しかし第1期オバマ政権の間はイランにおける緑運動の広がりとその

鎮圧というイラン側の事情もあり、対話は進展しなかった。対話の機運が再度高まったのは、2013年1月に第2期オバマ政権が発足し、オバマ大統領がいわば外交上の「レガシー探し」を始めてからであったと言われる。

2013年11月24日にジュネーブ合意が成立すると、イランと米国は「実は水面下で交渉を続けていた」ということが、複数のメディアで一斉に報じられた¹⁴。これらの報道によるとその交渉は米国側の働きかけで2013年3月にオマーンで開始され、米国からはバーンズ国務副長官が、イラン側からも政府の要人が出席して行われた。この「水面下の交渉」の詳細は明らかになっていないが、米国は対イラン制裁を表面上は大幅に強化する一方で、水面下ではイランとの直接協議に臨むことにより、核交渉における「軟着陸」を模索していたことがわかる。

その後2013年9月の国連総会に際しては、イラン核問題が国連安保理に付託されて以降イランの交渉相手となっていた国連安保理常任理事国5カ国プラス・ドイツの6カ国(P5+1と呼ばれる)とイランの外相が一堂に会し、その傍らでは米国のケリー国務長官とイランのザリーフ外相の直接会談も実施された。そして10月にジュネーブにおいて核交渉が実施されると、3度目の交渉において、合意が成立することになった。

11月初めの第2回交渉においても「合意は間近」であるとされたが、この時はフランスのファビウス外相が横槍を入れ、合意の成立を阻んだ。このファビウス外相の行動は様々に解釈されたが、合意文書の内容がイランと米国のみによって決められ、フランスを含む他の交渉当事者がないがしろにされているという憤りも、反対理由の一つであったとされている。

これら一連の報道からは、米国のオバマ政権も、開始以来すでに10年以上が経過するイラン核交渉にいよいよ「何らかの決着」をつけたいと考えていたことが明らかである。このような米国の動きは、「アラブの春」を契機に中東情勢全体が流動的となり、アジアへの「リバランス」が語られる今日において、米国の対イラン政策もまた再検討の余地のあるものと位置付けられている可能性を、浮き彫りにするものである。そして全般的に流動的な情勢の中におけるオバマ政権の対イランスタンスの変化が、ジュネーブ合意を可能にしたいま一つの要素であったと考えられるのである。

(3) イランにおける核開発の進展

ジュネーブ合意を可能としたまた別の要素としては、イランにおける核開発の進展を挙げることができる。2005年8月にアフマディーネジャード政権が発足した当初、ナタンズの濃縮施設はまだ稼働しておらず、イランはナタンズにおける20%未満(19.75%)のみならず5%のウラン濃縮すら開始していなかった。しかしイランはアフマディーネジャード政権の2期8年の間に、3.5%濃縮ウランを累計1万キログラム以上、19.75%濃縮ウランを400キログラム以上製造し、それらのウランを「備蓄」している。また、アラーク重水炉の建設も、着実に進められてきた。そして核技術開発をそれだけ進捗させたイランに対し、濃縮活動の「完全放棄」を求めるることは、かなり非現実的になっていた点を指摘できる。

既述のとおりイランは、濃縮活動は「NPT加盟国としての正当な権利」であることを一貫して主張しつつ、核技術開発を継続した。そして「核の平和利用はNPT加盟国の正当な権利であり、『政治的な理由で』奪われることがあってはならない」とするイランの主張は、

NPT の非核保有国メンバーの共感を得ることもできた。すなわちアフマディーネジャード政権下のイランは、同じく NPT 加盟国である米国がイランの「正当な」核技術開発を認めざるを得ない状況を生み出すために、強力な制裁下で多大な犠牲を払いつつ、核技術開発を進めてきたとすら言えるのである。

そして米国のオバマ政権はイランとの合意を模索する中でひとまず濃縮の全放棄という目的を棚上げにし、これを受け伊ラン側でも「機は熟した」との認識が生じた可能性もある。イランが目指す「日本が行っているような」自力での核の平和利用も核燃料サイクルの達成も、すべてウラン濃縮技術あってのものであり、その技術自体の「放棄」はイランとして決して受け入れられないという考えが、伊ラン側にはあったと思われる。そして今回の合意は、イランに濃縮放棄を求めることが非現実的になるレベルまで、イランの核技術開発が IAEA 監視下で進捗したこと、可能になったものもある。

3. イラン核交渉の暫定的教訓

これまで見てきたとおり、2013 年 11 月 24 日のジュネーブ合意をもたらした要因は複数あったと考えられる。イランに対する強力な経済制裁は確かにイランが真剣に核交渉に取り組む要因となったが、イランを「力でねじ伏せる」制裁がたとえ効果をあげたとしても、それだけで核交渉の大きな進展を望むことはできなかつたであろう。核交渉の進展には確実に、米国側の歩み寄りも不可欠であったと考えられる。米国が「なぜ」歩み寄ったかに關しても、その理由は複数あると考えられるが、米国がイランに強い圧力をかけつつ何らかの軟着陸を実現すべく水面下での直接交渉を模索し、かつ伊ランにおける濃縮活動を全否定することはしない形で交渉を進めたことにより、交渉進展のための条件が着実に整えられたと言うことができよう。

イランと北朝鮮の核開発を比べると、国の規模も公言されている目的もそれぞれの核開発を脅威とみなす国々の状況も全て大きく異なつておらず、その比較は決して容易ではない。そもそも北朝鮮が核兵器保有と NPT 脱退をすでに宣言したのに対し、イランはあくまでも「NPT 枠内で、NPT 加盟国としてその権利行使すること」を自らの目標に掲げている。そしてイランは地域の大國として、孤立を志向するというよりも、地域の安全保障枠組みに意味ある形で関与することを目指している。

それでも今回のジュネーブ合意は、結局は核に関する交渉では今日においても中心的役割を果たしている米国が、交渉の現実的な落としどころを見極められるなら「合意」は可能であることを示す、一例になったのではないかと思われる。ジュネーブ合意は確かにこれからも続く伊ラン核交渉のほんの「最初の一歩」にすぎない。しかしそれでも今回の合意は、米国政府が一方では圧力を行使しつつ他方では許容範囲を明確に定め、それを受け入れることの十分な見返りを相手に示すことができるなら、少なくとも「暫定合意」の成立は可能であることを、示したものと言えるであろう。

参考： イラン核開発問題の経緯

年	月	
2002	8	イラン核問題勃発(ナタンズとアラークの核施設の存在が暴露)
2003	2	IAEA、ナタンズとアラークの核施設の査察を実施
	10	イランと英独仏(EU3)、「テヘラン宣言」に署名
	12	イラン、IAEA 追加議定書に署名
2004	11	パリ合意(停止すべき「ウラン濃縮」の定義をより厳密に)
2005	8	EU3、イランに核技術開発の放棄を要請
		イラン、ウラン転換作業を再開
2006	2	イラン、ウラン濃縮関連研究活動を再開
	12	国連安保理、イランに対する第1次制裁(決議1737)を採択
2007	3	〃、イランに対する第2次制裁(決議1747)を採択
2008	3	〃、イランに対する第3次制裁(決議1803)を採択
2009	9	イラン、「第2の濃縮施設」建設をIAEAに申告
	10	ジュネーブ合意(スワップ合意)成立(その後、頓挫)
2010	2	イラン、20%未満の濃縮開始をIAEAに通告
	5	イラン・トルコ・ブラジルの3カ国による「スワップ合意」
	6	国連安保理、イランに対する第4次制裁(決議1929)を採択
	7	米国で対イラン包括的制裁法(CISADA)発効
2011	11	IAEA、イランによる核兵器開発の可能性に言及
	12	米国で2012年度国防授權法(イラン中銀制裁条項含む)が成立
2012	1	EUがイラン原油のボイコットを決定
	4	トルコのイスタンブールで1年3カ月ぶりに核協議を実施
	5	イラクのバグダードで核協議を実施
	6	モスクワで核協議を実施
	8	米議会、イランシリア制裁法案(HR1905)を可決
	12	米議会、2013年度国防授權法を可決
2013	2	カザフスタンの首都アルマトイでP5+1との核協議を実施
	4	P5+1とアルマトイII核協議を実施
	6	オバマ大統領、対イラン制裁強化の行政令に署名
	8	イランでロウハーニー穏健派政権発足
	9	国連総会に際しP5+1外相級核交渉を実施
		オバマ大統領とロウハーニー大統領、電話会談を実施
	10	ジュネーブで核交渉を実施(ジュネーブI)
	11	ジュネーブで核交渉を実施(ジュネーブII、ジュネーブIII)
		11.24 ジュネーブ合意が成立

出所：各種報道をもとに筆者作成

— 注 —

- ¹ Arshin Adib-Moghaddam, “Geneva Nuclear Deal a Historical Opportunity with Only a Win-Win or Lose-Lose Result,” Iran Review, 2013.12.20
<http://wwwiranreview.org/content/Documents/Geneva-Nuclear-Deal-a-Historical-Opportunity-with-Only-a-Win-Win-or-Lose-Lose-Result.htm>などを参照。
- ² 合意文書はEUウェブサイト（URLは以下のとおり）を参照。
<http://eeas.europa.eu/statements/docs/2013/131124_03_en.pdf> 2013年12月17日アクセス（以下同様）。
- ³ ファクトシートの全文は、ホワイトハウス・ウェブサイトを参照。
<<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2013/11/23/fact-sheet-first-step-understandings-regarding-islamic-republic-iran-s-n>>
- ⁴ たとえばイランに対して通常非常に厳しい立場を取っているIISSの専門家も、「驚くほど素晴らしいディールであった」としてこの合意をたたえている。Mark Fitzpatrick, “The surprisingly good Geneva deal”, 2013.11.25,
<<https://www.iiss.org/en/politics%20and%20strategy/blogsections/2013-98d0/november-47b6/geneva-deal-0ef2>>
- ⁵ Press TV, 2013.12.1, “Geneva nuclear deal good for Mideast security: Iran FM”,
<<http://www.presstv.ir/detail/2013/12/01/337661/geneva-deal-good-for-me-security-iran>>
- ⁶ IRNA, 2013.11.24, “Supreme Leader hails efforts of nuclear negotiating team”,
<http://www.irna.ir/en/News/80919050/Politic/Supreme_Leader_hails_efforts_of_nuclear_negotiating_team>
- ⁷ たとえば2005年8月のアフマディーネジャード大統領の就任に先立ち、ハータミー政権の核交渉チームのメンバーたちは、「核問題をめぐりイランは党派を超えたアプローチをとっており、新政権下でもそれは変わらない」との発言を繰り返した。
- ⁸ ハータミー大統領は1997年実施の選挙では67.4%、2001年の選挙では77.88%の得票率で当選し、国民の圧倒的支持を受けて大統領に就任した。
- ⁹ SNSCはイラン・イスラーム共和国の初代最高指導者ホメイニー師の死去に際する憲法改正に合わせ、1989年に創設された。
- ¹⁰ ISNA, 2013.7.31.
- ¹¹ 当時のSNSC報道官は、ウラン転換作業の再開に際し、「(EUとの協議が継続された)二十数カ月は、見返りがゼロであったことを考えるとあまりに長い期間であった」と述べた(Mehr, 2005.8.1)。
- ¹² アフマディーネジャード大統領は2007年10月に、ラーリージャーニーSNSC事務局長の辞任を受けてジャリーリー外務次官（当時）を新たにSNSC事務局長に任命した。
- ¹³ 1990年代にラフサンジャーニー政権期の外相を務め、現在はハーメネイー最高指導者の外交問題顧問を務めるヴェラーヤティー候補も、ジャリーリー候補の核交渉は「見るにたえない」と様々な苦言を呈した。
- ¹⁴ たとえば、Reuters, “U.S., Iran held secret talks on march to nuclear deal,” 2013.11.24、などを参照。
<<http://www.reuters.com/article/2013/11/24/us-iran-nuclear-bilateral-idUSBRE9AN0FB20131124>>